

中国税務速報

2026年1月19日

一、「財政部 税務総局公告 2025 年第 16 号」 広告費、宣伝費の損金算入に関する財政部 税務総局の公告

当公告は、「企業所得税法」及びその実施条例に基づき、広告費及び宣伝費に係る損金算入ルールを明確に定めている。

1. 化粧品、医薬品及び飲料（酒類を除く）に関連する製造業又は販売企業である場合、広告費及び宣伝費は当期売上高の30%を超えない範囲で控除（損金算入）が認められ、超過分は翌年度以降に繰り越して控除することができる。
2. 関連企業との間で費用按分契約を締結している場合、自社で発生した控除限度額内の費用を自社で控除してもよく、また契約に基づいて全部又は一部を関連企業に集約して計上し控除することもできる。この場合関連企業では、当該関連企業の自社の控除限度額を計算する際に、当該集約費用を含める必要はない。
3. タバコ企業において発生したタバコ販売のための広告費及び宣伝費については、すべて控除することができない。
4. 当該政策の適用期間は、2026年1月1日から2027年12月31日までである。

出典：「財政部 税務総局公告 2025 年第 16 号 広告費、宣伝費の損金算入事項に関する財政部 税務総局の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5246328/content.html>

二、「財政部 税務総局公告 2025 年第 15 号」 保険契約会計基準の移行に係る企業所得税の取扱いに関する財政部、税務総局の公告

「企業所得税法」及びその実施条例に基づき、企業が「企業会計基準第 25 号—保険契約」（以下、「公告」という）を適用する過程において生じる企業所得税の取扱いについて、会計基準と税務処理を円滑に連携できるように、統一かつ明確な方針が定められた。

1. 公告は初度適用年度で区分し、それにより企業所得税の取り扱いの開始時期を明確にしている。初度適用年度が2025年以前の企業は、2026年度より「保険契約基準」に基づき税務調整を行う。初度適用年度が2026年以降の企業は、初度適用年度より新基準を適用する。
2. 公告は、「保険契約基準」を初度適用することにより生じた留保利益及び過年度の差異について、当該金額を一時的に課税所得に算入するか、初度適用年度から5年間で均等に分割して算入するかについて、企業が選択でき、一度選択した方法を変更することはできない。
3. 公告は、納税調整及び税制優遇措置に関して一括処理の原則を明確にし、従来の準備金に関する関連規定を同時に廃止することとし、2026年1月1日より施行される。

出典：「財政部 税務総局公告 2025 年第 15 号 保険契約会計基準移行に係る企業所得税の取扱い事項に関する財政部、税務総局の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5246282/content.html>

三. 「中華人民共和国主席令第六十七号」 中華人民共和国對外貿易法

2025年12月27日に改正された「對外貿易法」(以下、「当法」という)は、高水準の對外開放と貿易安全システムの構築を中心に、現行制度を体系的に整備した。

1. 当法は、對外貿易の自由化と利便性を奨励すると同時に、国家安全、産業安全、およびサプライチェーン安全への配慮を強化している。外資系企業は、輸出入及び関連業務を行う際には、貿易安全審査、輸出管理、その他の安全に関連した監督規制の対象となるか否かに留意する必要がある。
2. サービス貿易のネガティブ・リストや貿易政策コンプライアンス・メカニズムなどの制度が法的規範として位置づけられている。外資系企業は、市場参入の利便性を享受する一方で、自らの経営活動がネガティブ・リスト管理、業界参入要件、および政策コンプライアンス要求に適合していることを確保しなければならない。
3. 当法では、差別的な貿易措置に対する対抗措置のメカニズムが整備され、違法な貿易行為に対する監督管理手段を強化している。外資系企業は、クロス・ボーダー取引、関連取引、およびデジタル貿易、クロスボーダーEコマースなどの新たな貿易形態に関するコンプライアンス審査とリスク評価の強化が求められる。

出典: 「中華人民共和国主席令第六十七号 中華人民共和国對外貿易法」

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_03fbae1ec4bd48459099930e803bce5e.html